

学校における

新型コロナウイルス感染症対応 ガイドライン

令和2年（2020年）5月

宇部市立上宇部中学校

学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底

- (1) 健康観察
- (2) 手洗い・咳エチケット
- (3) 教室環境・換気
- (4) 校舎の消毒等

2 教育活動実施上の留意点

- (1) 学習指導上の留意点
- (2) 学校行事等における留意点
- (3) 学校給食における留意点
- (4) 部活動における留意点

II 教職員の感染防止に向けた対応方針

1 職員室・事務室・準備室等における対策

- (1) 職場での感染防止行動
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等
- (3) 妊娠中の女性教職員への配慮

2 教職員の移動の際の感染防止対策

- (1) 通勤について
- (2) 出張について
- (3) 私的な移動について

3 教職員の勤務・服務

- (1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について
- (2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い

III 感染者が発生した場合の対応計画

1 校内体制の整備

2 校内で感染者が発生した場合の対応

- (1) 対策本部や各チームにおける対応

(2) 初動対応の詳細

(3) 校内で感染がまん延した場合の対応

3 連絡体制の整備と確認

(1) 関係機関への連絡

(2) 教職員との連絡

(3) 保護者、児童生徒等との連絡

(4) 連携体制の引継ぎ

別紙 1 新型コロナウイルス感染に係る情報整理 (月 日 時 分)

別紙 2 感染者 () との接触者リスト (月 日 時点)

別紙 3 緊急連絡先一覧

参考 学校再開に向けたチェックリスト

○ 参考資料

資料 1 新型コロナウイルスに負けない！
～みんなで心がけよう 感染予防の7か条～ (山口県)

資料 2 健康観察カード

資料 3 新型コロナウイルスに関する相談について (山口県)

資料 4 基本は手洗い (山口県)

資料 5 新型コロナウイルス対策 (厚生労働省、経済産業省)
参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

ガイドラインの活用にあたって

■ このガイドラインは、学校再開にあたって、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、学校が取り組む対応について示したものである。

■ 文部科学省ウェブページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」に掲載される最新の情報を常に確認し、参考にする。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底 資料1

学校再開に向けた感染防止対策や学校保健管理体制の整備に当たっては、校種や学校規模、生徒の現状を踏まえるとともに、必要に応じて学校医や学校薬剤師等に専門的な知見に基づく助言を求め、その充実を図ることが重要である。

また、家庭と連携を図り、生徒の免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動を心掛けることや、不要不急の外出を控えることなどに対して、協力を得ることが大切である。

(1) 健康観察

- ・ 生徒の健康観察については、家庭での毎朝の検温に基づいて、風邪症状がなかなど、健康状況を確認する。発熱等の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう家庭と連携して指導する。
- ・ なお、健康観察は、登校時に行う。その際、「検温カード」を活用して、生徒一人ひとりの健康状況を継続的に把握する。資料2
- ・ 家庭で検温を行っていない生徒については、登校時に、昇降口前または玄関前において、検温及び風邪症状等の確認を行うなど、適切に指導する。

【家庭との連携】

- ・ ①風邪の症状や発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。）場合、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、特に、基礎疾患等のある生徒は、①②の状態が2日程度続く場合は、医療機関（かかりつけ医、最寄りの保健所等）に電話連絡し、指示に従うよう促す。資料3
- ・ 生徒・教職員及びその家族に、新型コロナウイルス感染症等が疑われる症状が出た場合、県又は下関市が設置した窓口相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。
- ・ PCR検査の結果も含め、常に生徒の健康に関する情報が学校に入るように、家庭に周知、協力を依頼しておく。

(2) 手洗い・咳エチケット

- ・ 外から教室等に入る前、トイレの後、給食（昼食）の前後に加え、共用の用具や物品の使用後などには、生徒に対し流水と石けんで手を洗うよう指導を徹底する。**資料4**
- ・ 咳エチケット（①マスクの着用、②ハンカチ等で口・鼻を覆う、③袖口で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・ 集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。

【家庭との連携】

- ・ 手作りマスクの作成を家庭に依頼をしたり、作成方法を生徒に指導したりして、手作りマスクの普及とマスク着用に努める。
- ・ 文部科学省「子供の学び応援コンテンツリンク集」にある「手作りマスクの作成方法」参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(3) 教室環境・換気

- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場をつくらない。
- ・ 教室等において、可能であれば、座席間を1メートル以上離して配置する。
- ・ 机は向かい合わせにせず、黒板方向に向きをそろえるなどの配慮をする。
- ・ 教室等は、常に換気する。その際、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を同時に開けて風通しをよくする。休憩時間には、保体委員が換気をする。
- ・ 換気の程度は、天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。
- ・ 窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりして、十分な換気に努めるとともに、使用時には人の密度が高くないよう配慮する。
- ・ 空調や衣服による温度調節を含め、温度、湿度の管理に努める。

(4) 校舎の消毒等

- ・ 生徒が特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液や消毒用エタノール等）を利用して1日1回清掃を行う。

【次亜塩素酸ナトリウム希釈液の使用及び保管の際の注意事項】 資料5

- ・ 使用する漂白剤の注意事項をよく読み、使用する際は十分換気をする。
- ・ 使用の際は必ずゴム手袋等を装着し、手指消毒等には絶対に使用しない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用した消毒の後は、水拭きを行う。
- ・ 商品により塩素濃度が異なるので、表示などを確認する。
- ・ ペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度を記入する。
- ・ 保存の際は、直射日光の当たらない場所で保管する。

2 教育活動実施上の留意点

(1) 学習指導上の留意点

【教科共通の留意点】

- ・ 各教科の指導に当たっては、基本的な感染防止対策を講じた上で、実施する。
- ・ 学校内ではマスクを着用する。
- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場を徹底的に避ける。
- ・ 授業においてペア活動やグループ活動を行う際は、目的を明確にしたうえで、必要最小限にとどめる。グループの人数や座る位置を工夫したり、通常よりも互いに声量を抑えたりする。
- ・ 特別教室の使用や少人数指導を行うなど、教室において、生徒同士及び生徒と教員の間に十分な距離をとる。
- ・ 共用の教材、教具、機器などを適切に消毒するとともに、使用する前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- ・ 感染の可能性が高いと考えられる活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。

【特に配慮を要する教科についての留意点】

◆ 音楽科

- ・ 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動を行う際は、可能な限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
など

◆ 家庭科

- ・ 調理などの実習について、衛生管理をより一層徹底する。 など

◆ 体育・保健体育科

運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。(生徒がマスクの着用を希望する場合は、着用を否定するものではない。)

しかし、体育の授業における感染リスクを避けるために、以下を徹底する。

- ・ 個人や少人数で密集せず距離を取って行うなどの工夫をする。
- ・ 可能な限り授業を屋外で実施したり、生徒が集合・整列したりする場面を避けるなどの工夫をする。
- ・ なお、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。 など

(参考:令和2年5月21日付スポーツ庁政策課学校体育室 通知)

(2) 学校行事等における留意点

- ・ それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・ 実施に当たっては、実施内容や方法(例えば半日での開催など)を検討するとともに、必要に応じて行事の中止や延期も検討する。
- ・ 学校開放を伴う行事の実施に当たっては、参加人数を最小限とし、参加者に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。校内で15分以上の面談または活動をする場合は、健康観察カードへの記入を依頼する。玄関にアルコール消毒液等を準備する。

【各学校行事における工夫の例】

◆ 儀式的行事(入学式、卒業式、始業式、終業式、立志式など)

- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ・ 式辞や祝辞などのメッセージについて、校内放送(音声や映像など)を活用したり、文書配布したりする。 など

◆ 文化的行事(学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など)

- ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。
- ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す。 など

- ◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）
 - ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮する。
 - ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。
 - ・ 運動会等について、開閉会式での生徒の整列、生徒による応援、保護者等の参観、生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底する。 など
- ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事
 - ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、間隔を空けて座れるようにする。 など
- ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃活動など）
 - ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する。
 - ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する。 など

（３）学校給食における留意点

- ・ 各学校で作成している、給食指導にかかわる計画等に基づき、衛生管理等について全教職員が確認の上で、適切に指導する。特に、配食の前に、配膳台や机上等を清潔に保つため、アルコール消毒を行う。
- ・ 配食は、給食当番など特定の者に限定し、清潔なエプロン、マスク、三角巾を着用させる。教職員も清潔なエプロン、マスク、三角巾を着用する。また、学級担任等は、給食当番等の配食を行う生徒及び教職員の健康管理について、配食前にチェックする。発熱、下痢等の症状のある場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・ 給食当番はもとより、生徒全員が食事の前に、流水と石けんにより手洗いを徹底する。可能であれば、手指の消毒を行う。
- ・ 食事にあたっては、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」など、飛沫を飛ばさないように指導する。
- ・ 食事中も、咳エチケット等の衛生管理を徹底する。
- ・ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送者職員を含む）は、日常行っている個人別の健康状態の確認について、「検温、咳等」を加えて特に注意し、確認、記録する。

- ・ 医療的配慮等が必要な生徒への給食等の提供については、必要に応じて、個々に作成したマニュアルや手順書等に従い、特に衛生面に留意する。

（４）部活動における留意点

- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動へ参加させない。
- ・ 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、「短時間の利用」や「交代での利用」に努める。
- ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（可能であれば消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止に努める。
- ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。
- ・ 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定）については、各学校の「部活動の活動方針」を厳守する。その際、感染拡大防止の観点から、より短時間で効果的な活動とする。
- ・ 部活動でのマスク着用については、体育の授業における取扱いに準じる。
- ・ これらの留意点について、学校内での共通理解の下、生徒とその保護者にも説明し、了解を得た上で部活動を実施する。

Ⅱ 教職員の感染防止に向けた対応方針

感染拡大を防止するため、教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組む。

1 職員室・事務室・準備室等における対策

(1) 職場での感染防止行動

感染拡大を防止するため、職場の実態に即して、以下の措置を講じる。

ア 換気の徹底等

- ・ こまめな換気を徹底する。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放する。窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。

イ 接触感染の防止

- ・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底する。
- ・ 手指消毒用アルコールが入手可能な場合には、職場に備え付けて使用する。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

ウ 飛沫感染の防止

- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により、風通しをよくする等の工夫をする。
- ・ 職場では、人と人との間に十分な距離（1メートル以上）を確保する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。
- ・ 人が集まる形での会議等については、開催の必要性を慎重に検討する。やむを得ず開催する場合は、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重ならない場となることを徹底する。
- ・ 外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用する。
- ・ その他、「3つの密」とならないよう、施設の利用方法について検討する。

エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 疲労の蓄積が易感染性につながることから、適切な業務時間管理にも留意する。
- ・ 一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠確保を心掛けるなど健康管理を行う。
- ・ 職場において、毎日、始業時に教職員の健康観察を実施し、状態を把握する。その際には、家庭での検温の状況や風邪症状等を必ず確認する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

校長は、関係省庁、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知する。

(3) 妊娠中の女性教職員への配慮

校長は、妊娠中の女性教職員に対して、厚生労働省がとりまとめた妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参考にして配慮する。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

2 教職員の移動の際の感染防止対策

当面の間、以下のとおりの対応とする。

(1) 通勤について

- ・ 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
- ・ 電車等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。
- ・ 出勤・帰宅時の手洗いを徹底し、可能であれば、手指の消毒を行う。
- ・ 感染者が急増している地域からの通勤者については、在宅勤務を検討する。

(2) 出張について (5.25 現在)

ア 県外へ出張

- ・ 県外へ出張については、原則として延期又は中止とする。やむを得ず命じる必要がある場合は、校長は事前に市町教育委員会と協議する。
- ・ 県外に出張した教職員については、帰県後、2週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。

イ 県内出張

- ・ 電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等を可能な限り回避する。
- ・ 出張する場合は、「3つの密」の回避や移動手段の検討、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。
- ・ 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
- ・ 電車等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。

※在宅勤務は、対象者に限る。対象とならない職員は、その服務に従う。以下、「私的な移動」も同じ。

(3) 私的な移動について (5. 25 現在)

ア 県外への移動

- ・ 私的な県外への移動・外出については、各教職員が、その必要性・緊急性等を踏まえて、自ら慎重に判断することが必要であるが、現下の状況に鑑み、県外への不要不急な外出は行わない。県外に行かざるを得ないと考えられる場合にも、教職員は、校長に事前に申し出ることとし、校長は事情等を確認し、自粛も含め適切な指導を行う。
- ・ 帰県後、2 週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。対象者がある場合は、校長は市町教育委員会に報告する。

イ 県内の移動

- ・ 県内の外出についても、必要最小限度に留めるように努める。

ウ 移動の際の感染防止対策

- ・ 県内外を問わず、「3つの密」の回避や移動手段の検討、手洗いの徹底、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。

3 教職員の勤務・サービス

当面の間、以下のとおりの対応とする。

(1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について

- ・ 校長は、教職員が安心して休暇取得や在宅勤務ができる体制を整えておく。
- ・ 風邪症状が見られる教職員は、出勤を控えるとともに、その間の外出を自粛する。
- ・ 風邪症状が見られる教職員が、医療機関を受診するなど、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は控える。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」に該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従う。教職員はその結果を校長に報告する。資料3

(2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

- ・ 教職員がPCR検査を受けることとなった場合には、直ちに校長に報告する。
- ・ 校長は、教職員がPCR検査を受けることとなった時点で、教職員の時系列での行動記録の整理を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い

ア 取得できる休暇

態 様	取得できる休暇	備考
職員に新型コロナウイルスへの感染(疑似症も含む)が確認された場合	病気休暇	
職員が検疫法に基づく「停留措置」を受けた場合	特別休暇 (出勤困難)	
職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
感染症法に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
学校等の臨時休業による子等の世話のために出勤できない場合等		

イ 在宅勤務の対象

公私を問わず県外に外出した教職員については、外出日の翌日から起算して2週間
同居の親族等に県外からの帰省者がいる教職員については、帰省日の翌日から起算して2週間
出勤しないことがやむを得ないと校長が認めた教職員 例：重症化リスクが高い（基礎疾患がある、妊娠中等）、感染疑いの者と同じ空間に一定時間以上いた、特定警戒都道府県から通勤している、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった等
臨時休業が行われている学校で校長が指定した教職員

Ⅲ 感染者が発生した場合の対応計画

各学校は、以下の１～３に示す対応例等を参考にしながら、学校の実情に応じて校内体制を整備し、感染者発生時の対応計画を作成する。

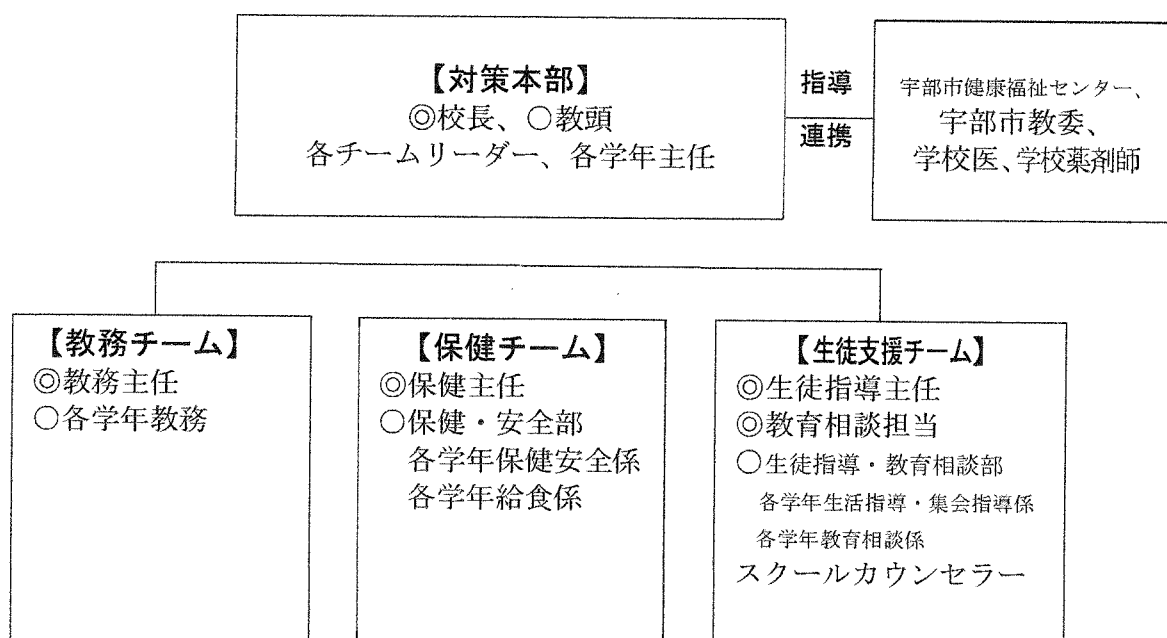
１ 校内体制の整備

- 教職員又は生徒に感染者が発生する場合を想定し、当面の間、対策本部を始め、教務チーム、保健チーム及び生徒支援チームを設置する。対策本部やそれぞれのチームが担う主な役割は、次の表のとおりとする。

対応チーム	主な役割
対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
教務チーム	学校行事の調整、学習状況の確認、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
保健チーム	感染防止対策の指導、生徒の健康状況の集約
生徒支援チーム	生徒の心の健康状況の確認、心のケア

- 組織図は次の図のとおりとする（◎リーダー、○副）。対策本部は、保健所の指導の下、宇部市教育委員会や学校医、医療機関等と連携し対応を決定する。

なお、教職員が感染者又は濃厚接触者となる場合も考えられるため、当初の予定からのメンバー変更や、少ない人数による業務運営などを想定しておく必要がある。



2 校内で感染者が発生した場合の対応
(1) 対策本部や各チームにおける対応

担当者 ◎リーダー ○副	対策本部	教務チーム	保健チーム	生徒支援チーム
	◎校長 ○教頭 (情報発信) 各チームリーダー、各学年主任	◎教務主任 ○各学年教務 ☐ 学習環境の確認 ☐ 教育活動実施上の留意点の徹底	◎保健主任(養護教諭) ○保健・安全部 各学年保健安全係 各学年給食係 ☐ 感染防止対策の徹底 ☐ 日々の健康観察(検温カード等) ☐ 体調不良時の対応の徹底 ☐ 生徒の健康状況の集約 ☐ 体調不良時の対応の徹底	◎生徒指導主任 ◎教育相談主任 ○生徒指導・教育相談部 各学年生活指導・集会指導係、各学年教育相談係 ☐ 緊急時の連絡方法の再確認(緊急メール、学校ウェブページの周知・徹底) ☐ スクールカウンセラーとの連携
学校再開時	☐ 「学校再開に向けたチェックリスト」[参考]により学校の対応を確認 ☐ 感染防止対策の徹底 ☐ 感染者発生時の対応の徹底 ☐ 生徒・教職員の健康状況の確認 ☐ 県内等の感染状況の確認 ☐ 教職員又は生徒のPCR検査受検等の情報を把握 →受検報告があった時点で感染者発生時の対応準備を加速			
発生時・発生早期(初動対応)				
	☐ 教職員又は児童生徒の感染情報を把握 ☐ 市町教委への連絡(電話による) ☐ 対策本部招集、全教職員への連絡 ☐ 保健所との対応窓口の決定 ☐ 保健所の指導の下、対応を検討 ☐ 感染者に係る詳細な情報収集 ☐ 感染者との接触者(教職員・生徒等)リストを保健所に提供 ☐ 教職員勤務体制の整備(教職員に濃厚接触者等がいることを想定) ☐ PTA会長、学校運営協議会会長等への連絡 ☐ 保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール等により保護者への連絡(自宅待機の指示等) ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 報道対応	☐ 感染者との接触者(教職員・児童生徒等)のリスト作成 ☐ 臨時休業中の学習課題を整理	☐ 学校医への連絡 ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 学校給食の調整	☐ 感染者との接触者(生徒等)のリスト作成 ☐ 臨時休業に係る事前指導(健康観察・学習課題等の連絡)
臨時休業時	☐ 保健所の指導による対応を継続 ☐ 生徒・教職員の健康状況の確認 ☐ 随時、保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール、学校ウェブページ等による情報発信 ☐ 消毒作業に係る市町教委との調整 ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 教職員勤務体制の調整(在宅勤務等) ☐ 臨時休業中に新たに感染者が発生した場合の対応確認 ☐ 学校再開に向けた対応協議	☐ 学校行事等の日程調整 ☐ 学習課題の検討 ☐ 継続的に学習課題を調整 ☐ 生徒の学習支援方法等の検討 (臨時休業が2週間以上になる場合) ☐ 登校日の調整	☐ 生徒の健康状況の集約 ☐ 臨時休業中の保健指導 ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 日々の健康状況の確認	☐ 家庭訪問・電話連絡等による支援 ☐ スクールカウンセラーとの連携

新型コロナウイルス感染者(教職員又は生徒)の発生

(2) 初動対応の詳細

- ☐ 教職員又は生徒の感染情報を把握

【教職員の場合】

- ・ 校長が、当該教職員又は家族等からの第1報を受け、感染情報を把握する。

【生徒の場合】

- ・ 担任等教職員が、当該生徒の保護者等からの第1報を受ける。
- ・ 連絡を受けた教職員が速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。

※ 第1報を受けた際、**別紙1**を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

- ☐ 市町教委への速報

- ・ 校長が、電話により宇部市教委(0836-34-8611)に速報を入れる。
- ・ 休日や夜間の場合は、校長が、学校教育課長又は課長同格に電話する。

- ☐ 対策本部招集、全教職員への連絡

- ・ 校長が、対策本部を招集する。各学年主任を通じて全教職員が感染情報を共有する。

- ☐ 保健所との対応窓口の決定

- ・ 対策本部において、保健所との窓口を教頭に決定する。

- ☐ 保健所の指導の下、対応を検討

- ・ 教頭が保健所からの連絡を受け、対策本部で連絡内容を共有する。
- ・ 対策本部は市町教委等と連携して、対応を検討する。

- ☐ 感染者に係る詳細な情報収集 → ☐ 感染者との接触者のリスト作成

【教職員の場合】

- ・ 教頭及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員の時系列での行動記録を整理する。

校務分掌(教科、クラス、部活動、分掌等)、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、部活動の状況(所属生徒数、活動状況、生徒との接触状況)、校外活動状況 等

- ・ 教頭及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員との接触者のリストを作成する。**別紙2**

【生徒の場合】

- ・ 生徒支援チームが、生徒のプライバシーに配慮し、学校が把握している範囲で当該生徒の時系列での行動記録を整理する。

（ クラス、部活動、通学手段、直近 2 週間の学校のスケジュール、出席状況、部活動の状況（所属児童生徒数、活動状況、他児童生徒や部顧問との接触状況） 等 ）

- ・ 生徒支援チームが、可能な範囲で当該生徒との接触者のリスト^{別紙 2}を作成する。
- 感染者との接触者のリストを宇部市教委学校教育課と保健所に提供
 - ・ 教頭が、感染者との接触者の行動記録やリストを宇部市教委学校教育課と保健所に提供する。
- 教職員の勤務体制の整備
 - ・ 校長が中心となって対策本部において、濃厚接触者等を把握した上で、各チームの編成について調整する。
- P T A 会長、学校運営協議会会長等への連絡
 - ・ 校長が、P T A 会長、学校運営協議会会長等に電話で、感染者発生情報を伝える。個人情報に留意する。
- 学校医への連絡
 - ・ 保健主任が、学校医に電話で、感染者発生情報を伝える。
- 保護者宛て連絡内容の検討 → 緊急メール等により保護者への連絡
 - ・ 教頭が、保護者宛て連絡内容を整理し、緊急メール等を活用して、生徒の自宅待機等について連絡する。
- 臨時休業中の学習課題の整理
 - ・ 教務チーム各学年担当が、各教科の学習課題等を取りまとめる。
- 臨時休業に係る事前指導
 - ・ 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の学習課題や健康観察について、生徒に連絡する。
- 感染者及びその家庭への支援
 - ・ 校長を始め、対策本部（教職員の場合）又は保健チーム（生徒の場合）が、状況に応じて、感染者の家庭と連絡を取り支援に努める。
- 報道対応
 - ・ 窓口を校長に一本化する。
 - ・ 校長は、報道対応に向けて、市町教委と連携を図りながら情報を収集・整理する。
- 学校給食の調整
 - ・ 保健チーム学校給食担当者等が、臨時休業の状況を踏まえて、学校給食のキャンセル等について調整する。

（３）校内で感染がまん延した場合の対応

- ・ 当該学校での対応が困難な場合は、校長の要請に基づき、宇部市教育委員会が学校と連携して必要な対応を行う。

３ 連絡体制の整備と確認

（１）関係機関への連絡

- ・ 最寄りの保健所、宇部市教育委員会、学校医、学校運営協議会、ＰＴＡ、地域協育ネットの関係各学校・園、スクールカウンセラーなど、緊急連絡先一覧（別紙３）を作成し、教職員間で共有する。

（２）教職員との連絡

- ・ 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- ・ 校長は、教職員が感染者となった場合の緊急連絡先（本人以外）を可能な範囲で把握しておく。

（３）保護者、生徒等との連絡

- ・ 保護者への連絡体制（メール配信、電話による連絡など）を確認する。また、学校ウェブページを活用した情報提供方法を検討する。
- ・ 臨時休業中に、関係する生徒や教職員の健康状況を保健所と情報共有する場合が想定される。その際には、円滑な情報提供のために、生徒数の多い学校においても全員の健康状況を一元把握管理することができる、厚生労働省が紹介する健康観察アプリ「健康日記」等の活用を検討する。

（４）連携体制の引継ぎ

- ・ 校内で感染がまん延した場合に備えて、上記の連絡体制を宇部市教育委員会に引き継げるように準備しておく。

別紙 1

No. ()

新型コロナウイルス感染に係る情報整理（ 月 日 時 分）

項 目	内 容
氏 名 (年齢)	(生徒の場合： 年 組 番) () 電話番号：
感染発覚の経緯	
家族構成	
最近の行動記録	■学校内の状況 ○出勤・出席状況、主な活動等 ○部活動（ 部） ■学校外の状況
その他	

別紙2

感染者（ ）との接触者リスト（ 月 日時点）

月日	接触者グループ等 クラス、部活動等を記入	内容 活動内容等を具体的に記入	備考

別紙 3

緊急連絡先一覧

関係機関等	担当者等	電話番号
宇部健康福祉センター		0836-31-3203
宇部市健康増進課	宇部市保健センター	0836-31-1777
	楠保健センター	0836-67-1273
宇部市教育委員会	学校教育課	0836-34-8611
〈学校医〉 山本内科	山本 徹	0836-21-1580
〈学校薬剤師〉あおば薬局	西村 昌洋	0836-35-5571
上宇部小学校		0836-21-3159
琴芝小学校		0836-21-9145
山口県立宇部高等学校		0836-31-1055

参考

学校再開に向けたチェックリスト

- ☐ 生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の健康観察を行う準備ができていますか？
- ☐ 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- ☐ 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- ☐ 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- ☐ 「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，密接な近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員間で確認しましたか？
- ☐ 関係機関、教職員、保護者・生徒等の連絡体制を確認しましたか？
- ☐ 学習活動の実施に当たり、実施上の留意点等について教職員間で確認しましたか？
- ☐ 学校行事の実施に当たり、実施内容や方法等を工夫しましたか？
- ☐ 学校給食の実施に当たり、感染防止のための工夫を行いましたか？
- ☐ 部活動の実施に当たり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？
- ☐ 教職員の移動や勤務・サービス等について、教職員間で共通理解を図りましたか？
- ☐ 感染者発生時の対応計画を作成し、教職員間で共通理解を図りましたか？

参 考 資 料

(宇部市教育委員会における担当課)

宇部市教育委員会 学校教育課

TEL : 0836-34-8611 FAX : 0836-22-6071

宇部市教育委員会 教育支援課 学校安心支援係

TEL : 0836-34-8630 FAX : 0836-22-6071

宇部市教育委員会 学校支援課 特別支援教育推進係

TEL : 0836-34-8625 FAX : 0836-22-6071

宇部市教育委員会 学校給食課

TEL : 0836-54-4646 FAX : 0836-54-4650